

事務連絡
令和2年4月7日

各都道府県教育委員会指導事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校卒業者に係る3級海技士
試験の取扱いについて（周知）

平素より産業教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、諸外国の港において様々な入国制限措置等が採られており、3級海技士第一種養成施設の課程における、出港地又は寄港地から2,000海里以遠の水域における実習等（以下「遠洋実習」という。）を実施することが困難な状況が発生しております。

このため、国土交通省海事局海技課において、新型コロナウイルス感染症に関連して、遠洋実習を受けることが困難な場合の取扱いについて検討を行い、遠洋実習に関する弾力的な取扱いに関して取りまとめた事務連絡（添付資料の「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校卒業者に係る3級海技士試験の取扱いについて」（令和2年4月3日付け国土交通省海事局海技課長名事務連絡））が地方運輸局等に対して発出されておりますので、ご承知おき願います。

なお、各水産高等学校に対しては、地方運輸局等を通じて、既に当該事務連絡が周知されていること申し添えます。

【本件担当】

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室産業教育係 03-5253-4111（内線 2904）

事 務 連 絡
令和2年4月7日

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付
産業教育振興室 担当官 殿

国土交通省海事局海技課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校卒業者に係る3級海技士試験の
取扱いについて(周知)

標記について、別添のとおり、令和2年4月3日付で地方運輸局等に対して事務連絡を
発出し、貴管下の水産高等学校等へも周知しておりますので、御了知願います。

問い合わせ先:
国土交通省海事局海技課
担当:福岡、鬼久保
TEL:03-5253-8111(内線:45315、45339)
03-5253-8655(直通)

別 添

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 3 日

各地方運輸局海上安全環境部長
北陸信越運輸局海事部長
神戸運輸監理部海上安全環境部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

(国土交通省) 海事局海技課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校卒業者に係る 3 級海技士試験の取扱いについて

学校卒業者として、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 13 条の 2 第 1 項の規定による 3 級海技士第一種養成施設の課程を修了し、3 級海技士試験の筆記試験の免除を受けたり、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 26 条の規定による乗船履歴の特例の適用を受けて口述試験を受験したりするには、出港地又は寄港地から 2,000 海里以遠の水域における実習等（以下「遠洋実習」という。）を終えていなければならない。

しかし、現在、諸外国の港では、新型コロナウイルス感染症対策として、様々な入国制限措置等が採られており、各学校の練習船が、外国の港に寄港することが困難な状況である。これに伴い、水や燃料油等の補給を受けることができず、2,000 海里以遠の水域へ無寄港で航行を続け、日本へ帰港することも困難な状況である。

このため、学校卒業者に係る 3 級海技士試験の筆記試験免除及び口述試験の受験について、当面、下記のとおり、取り扱うこととしたので、貴管下の関係機関へ周知するとともに、遺漏なきよう取扱願います。

記

1. 適用対象

本取扱いは、次に掲げる学校の課程を卒業した者（令和 2 年度）であって、3 級海技士試験の筆記試験の免除を受けようとする者又は口述試験を受験しようとする者に適用する。

- ① 大学
- ② 高等専門学校
- ③ 海上保安大学校本科
- ④ 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- ⑤ 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース

⑥ 高等学校又は中等教育学校

2. 事務取扱

遠洋実習には、座学や校内実習で習得した知識・能力を基礎に、長期間の連続した航海の中で、例えば、日本とは気象・海象が異なる大洋上の航海、日本とは港湾事情が異なる外国の港への入出港や当該入出港に伴うポトラジオ・コーストガードへの海事英語を使用した通報業務を経験させ、船舶職員としての職務を行うために必要な知識及び能力を習得できることに意義があるものと考えられる。当該実習の具体的な内容については、各学校において訓練計画を作成しているところであるが、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、遠洋実習を受けることができないことについて、やむを得ない事情がある者については、乗船履歴の特例の適用や3級海技士第一種養成施設の課程修了が認められるよう、上記の遠洋実習の意義に鑑み、代替的なものとして認められる教育訓練を受けることをもって、遠洋実習を受けたものとして取り扱う。代替的な教育訓練は、出港地又は寄港地から100海里以遠の水域における通算4,000海里以上の航海を含むものでなければならないが、練習船実習以外の実習を含むことができる。

3. 手続

本取扱いに基づく乗船履歴の特例の適用を受けるには、各学校が、別添様式及びその記載内容を確認できる書類を添えて、海技課試験係に事前に報告すること。

また、本取扱いに基づく乗船履歴の特例の適用を受けようとする卒業者に対し、代替的な教育訓練を修了した旨の証明書を交付すること。

